

3 第五回會議(昭和3年3月15日～24日)

57 昭和3年2月18日 在パリ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

ソ連の軍備全廢案に対する我が方態度につき

請訓

パリ 2月18日後発
本省 2月19日前着

第二七号

客年十一月軍縮準備委員会ニ於テ「ソビエット」代表ノ提出セル軍備全廢案ハ三月十五日ヨリ開催ノ次回委員会ノ議題ニ上リ居ル處軍縮問題ニ関スル從来ノ御訓令ニ依ルモ我方トシテハ同案ニ反対スヘキコト勿論ノ儀ト存セラルモ若シ他ノ方面ヨリシテ同案ニ正面ヨリ反対セス只表決ノ際反対投票ヲナスノ程度ニ止ムル方我ニ取り有利ナリトセラル理由モアラハ右様取計フコト然ルヘシト存スルニ付本官心得迄右ノ点ニ關シ何分ノ儀寿府宛御回電ヲ請フ

58 昭和3年2月21日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)

ソ連の軍備全廢案約案および同説明書について

モスクワ 2月21日後発

本省 2月22日前着

第四八号

本月十五日「リトヴィノフ」ヨリ連盟事務総長宛發送セル趣ナル軍備撤廢條約案及同説明書本二十一日發表セラレタリ同条約案ハ前文五章六十三条ヨリ成リ第一章ニ於テハ軍人軍屬ノ解体第二章ニ於テハ兵器軍需品ノ破棄第三章ニ於テハ防備ノ限度第四章ニ於テハ条約実施ノ監督第五章ニ於テハ追加条約及批准等ニ付規定シ四年ノ期間ニ於テ世界一般ニ完全ナル軍備撤廢ヲ行フ立前ノ下ニ条約実施ノトキヨリ戦争ノ可能ヲ制限スル為実施ノ第一年ニ於テ軍隊ノ五〇%ヲ解除シ兵器余部ノ全部ヲ破棄シ軍艦飛行機ノ主力ヲ廃艦シ軍事上ノ施設ヲ廢止スルコトシ次ノ三年ニ於テハ軍ヲ全廢シ部隊ニ配給シアル兵器ヲ破棄シ軍艦及飛行機並ニ

軍需品製造ノ為ノ材料ハ之ヲ破棄スルカ又ハ平和的目的ノ為ニ充当スルコト軍事予算ヲ廢シ軍備撤廢ニ関スル事務ヲ

文憲ノ管掌ニ移スコトシ少數ノ防備(税関防備山林防備等)ノミヲ保存スルコト解体セラレタル軍人軍属及軍事工

業ニ從事セル労働者ハ平和的方面ニ職ヲ得ル迄國家ニ於テ其ノ生活ヲ保障シ之ヲ文化経済的建設ノ為ニ利用スルコト

条約実施ノ監督ハ立法府輿論労働者代表者ノ平等參加ヲ主義トシテ組織セラル常設國際委員会各國委員会及各地方委員会ニ委任スルコトトセリ

条約案及説明書ハ訳文ト共ニ郵報ス

59 昭和3年2月23日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
田中外務大臣より
(電報)

ソ連の軍備全廢案に対する我が方態度につき

回訓

本省 2月23日後発

第三号

二 昭和3年2月27日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
田中外務大臣より
(電報)

艦艇制限様式に関する我が方方針につき回訓

付記一 昭和三年二月四日付在パリ加藤(隆義)海軍代

表より海軍次官、軍令部次長宛機密一番電
次回軍縮準備委員会における艦艇制限様式に

関し請訓

二 昭和三年二月二四日付大角(岑生)海軍次官より
出淵(勝次)外務次官宛機密第二二七号

ノ一
艦艇制限様式に関する海軍側の意見

本省 2月27日後発

第一号

61

艦種別制限方式ト略々一致スルモノナルハ海軍次官発古賀宛官房機密第二五四番ノ通ナルモ要スルニ我方主張ノ趣旨ヲ捨テサル程度ノ調停案トシテ提示セルモノニシテ我方本来ノ主義ヲ改変スルノ意ニアラズ英米ノ意向判明セサル内我方ヨリ進ムテ修正案ノ要旨ヲ主張スルハ帝国カ從来ノ主義ヲ変更シテ仏國ト提携セルヤノ感ヲ与フルノ嫌アルニ付前回ノ如ク特ニ必要アル場合ニ限り提示スルニ止メラレ度シ

二、補助航空母艦ヲ将来制限外ニ置クコト並水上補助艦トシテ巡洋艦駆逐艦ト混合セシムルハ共ニ帝國ノ立場上不 得策ニシテ適當ノ時機ニ於テ巡洋艦駆逐艦以外ニ於テ制限スルヲ必要ト認ム尤モ今日ノ状勢ニ於テハ未タ我方ヨリ進ムテ之ニ触ルヘキ時機ニハアラスト思考スル処若シ類別決定ノ問題起リタルトキハ右帝國ノ立場ヨリ見タル要求ト及華府條約規定事項トノ境界ヲ明確ニシ且補助艦ハ鮑ク迄補助艦トスル從來ノ方針トニ基キ大正十三年石井大使宛第四〇五号(八)ノ主旨ニ遵ヒ一万噸以下ノ水上補助艦及潛水艦ト並ムテ一万噸以下ノ補助航空母艦ナル新類別ヲ設クルコトニ努メラレ度ク一般ノ情勢之ヲ許ササ

二、補助航空母艦ヲ将来制限外ニ置クコト並水上補助艦ト

シテ巡洋艦駆逐艦ト混合セシムルハ共ニ帝國ノ立場上不

得策ニシテ適當ノ時機ニ於テ巡洋艦駆逐艦以外ニ於テ制限スルヲ必要ト認ム尤モ今日ノ状勢ニ於テハ未タ我方ヨリ進ムテ之ニ触ルヘキ時機ニハアラスト思考スル処若シ類別決定ノ問題起リタルトキハ右帝國ノ立場ヨリ見タル要求ト及華府條約規定事項トノ境界ヲ明確ニシ且補助艦ハ鮑ク迄補助艦トスル從來ノ方針トニ基キ大正十三年石井大使宛第四〇五号(八)ノ主旨ニ遵ヒ一万噸以下ノ水上補助艦及潛水艦ト並ムテ一万噸以下ノ補助航空母艦ナル新類別ヲ設クルコトニ努メラレ度ク一般ノ情勢之ヲ許ササ

セサル内我方ヨリ進ムテ修正案ノ要旨ヲ主張スルハ帝国カ從来ノ主義ヲ変更シテ仏國ト提携セルヤノ感ヲ与フルノ嫌アルニ付前回ノ如ク特ニ必要アル場合ニ限り提示スルニ止メラレ度シ

セサル内我方ヨリ進ムテ修正案ノ要旨ヲ主張スルハ帝国カ從来ノ主義ヲ変更シテ仏國ト提携セルヤノ感ヲ与フルノ嫌アルニ付前回ノ如ク特ニ必要アル場合ニ限り提示スルニ止メラレ度シ

(付記二)

パリ 2月4日後発
海軍省 2月5日前着

機密一番電(極秘)

三月十五日ヨリ開催予定ノ軍縮準備委員会ニ於テ一般條約案第二読会開催ノ場合右ノ件心得ノ為承知シ置度

一、第一読会ニ於ケル艦艇制限様式仮案ニ対スル我修正意見(昨年八月十日付次官次長宛経過報告書二十六頁参照)
ハ昨年十二月小官第三番電古賀長官第三五番電及最近「ドルーズ」中佐ヨリ佐藤公使並小官ニ内話アリタル所ニ依ルモ仏國側ニテハ大体之ニ賛成ナルヤニ思ハル所艦艇制限様式協定ノ成立ヲ容易ナラシムル為将来會議ノ模様ニ依リテハ必要ナル場合臨機我方ニ於テ更メテ之ヲ

主張スルヲ可トスルコトアルヤモ計ラレスト思考ス右ニ付御意見御内示アリ度

二、一万噸以下ノ航空母艦ニ関シテハ大正十三年松田局長宛本第四〇五番電大正十五年杉村局長宛条三機密第五六号及三国会議中六月二十七日官房機密第六番電第三項等ノ次第モ有之艦艇制限様式中ニ之ヲ華府協定ノ航空母艦ト共ニ航空母艦種別ニ含マシムルモノトシ差支ナキヤ
右佐藤公使承知本電並返電ハ外務省ニ回示アリ度

(欄外記入)

四日

貴機密一番電ニ関シ

一、仮案ニ対スル我修正意見ハ實質上帝國從來ノ主張タル艦種別制限方式ト略々一致スルモノナルハ海軍次官発古賀駐仏武官宛官房機密第二五四番電通ナルモ要スルニ我主張ノ趣旨ヲ捨テザル程度ノ調停案トシテ提示セルモノニシテ我方本来ノ主義ヲ改変スルノ意ニアラズ英米ノ意向判明セザル内我方ヨリ進ンデ修正案ノ要旨ヲ主張スルハ帝國ガ從來ノ主義ヲ変更シテ仏國ト提携セルヤノ感念ヲ他国ニ与フルノ嫌アルヲ以テ前回ノ如ク特ニ必要ノ場合ニ限り調停案トシテ提示スルニ止ムル方針ニテ進マルベシ

二、補助航空母艦ニ関シ同艦種ヲ将来制限外ニ置クコト並

ルニ於テハ最後案トシテ航空母艦ヲ更ニ華府條約ニ依ル一万噸以上ノモノト一万噸以下ノ補助航空母艦(飛行甲板ヲ有スルモノ)トニ細別スルコトニ讓歩セラルモ差支ナシ

三、本電海軍代表へ伝達アリ度シ

本件ニ関スル加藤海軍代表發海軍次官宛機密第一番電ニ件

二、補助航空母艦ニ関シ同艦種ヲ将来制限外ニ置クコト並

外務次官 出淵 勝次殿

官房機密第三七号ノ二(極秘) (2月24日外務省接受)
昭和三年二月二十四日

海軍次官 大角 岳生(印)

軍備縮少準備委員会海軍軍備制限ニ関スル件

ニ水上補助艦トシテ巡洋艦駆逐艦ト混合セシムルコトハ
共ニ帝國ノ立場上不得策ナルヲ以テ適當ノ時機ニ巡洋艦

駆逐艦以外ニ於テ明ニ制限範囲内ニ入ルルヲ必要ト認ム

尚今日ノ状勢ニ於テハ未ダ我ヨリ進ンデ本問題ニ触ルベ

キ時機ニアラズト認ムルモ若シ類別決定ノ問題起リタル

トキハ右帝国ノ立場ヨリ見タル要求ト及華府条約規定事

項トノ境界ヲ明確ニシ且補助艦ハ飽ク迄補助艦トシテ分

界取扱フ從来ノ方針トニ基キ大正十三年石井大使宛第四

○五番電第八項ノ主旨ニ遵ヒ一万噸以下ノ水上補助艦及

潜水艦ト並ンデ一万噸以下ノ補助航空母艦ナル新類別ヲ

設ケルコトニ努メラレ度若シ一般ノ情勢之ヲ許サザレバ

最後案トシテ航空母艦ヲ更ニ華府条約ニ依ル一万噸以上

ノモノト「万噸以下ノ補助航空母艦」飛行甲板ヲ有スルモノ

ノトニ細別スルコトニ譲歩セラルルモ差支ナシ

61 昭和3年3月3日 在ジユネーヴ佐藤連盟事務局長より

田中外務大臣宛(電報)

海軍問題に関するカッシェンダン英國代表の

内話について

ジユネーヴ 3月3日前発
本 省 3月4日前着

第五号

最近「クツシエンドン」ノ本官ニ語ル処左ノ通

軍縮準備委員会ノ海軍問題ニ関シ其ノ内仏國側トハ意見交換ヲ試ムル積リニテ其ノ場合最後ノ「ボンクール」案ハ其

ノ儘承認スルコト不可能ナルモ同案艦種別ニ依リ大艦艦種ヨリ小艦艦種ニ向ヒ噸数ヲ融通スルヲ許ス(小艦ヨリ大艦

ニ向フ融通ニハ同意シ難シ)カ如キ条件ヲ以テ進マハ仏國側トノ妥協ハ左迄困難ナラスト信ス三月十五日ヨリ第二読

側ハ「ギブソン」「ジョーンス」等再ヒ出馬スル由ニテ(此ノ点ニ関シテハ本官モ他方面ヨリ確聞セリ)是レ米国政府

カ準備委員会ニ重キヲ置ク証左タルヘク而シテ同政府カ如何ナル提議ヲ為スヘキヤ全ク不明ニシテ寃ニ厄介ナリ云々

同卿ノ口吻ニ依レハ海軍問題ニ関スル困難ハ英仏間ヨリハ寧ロ英米間ニ生スヘシト予測シ大ニ懸念シ居ルモノノ如シ

第二読会延期説ハ英國ノミナラス仏國側モ内々之ニ賛成シ「ソビエット」提案ニ関シ二十日午後ノ會議ニ於テ我方ノ為シタル声明要旨左ノ通「ソビエット」提案ノ出発点ハ一般的且絶対的軍縮コソ之ニ相当スル絶対的安全ヲ齎スヘシト云フニアル處右ハ我方從來ノ主張即チ先ツ或程度ノ安全保障アリテ初メテ之ニ伴フ軍縮ヲ行ヒ得ヘシトノ觀念ト相反ス吾人等カラ立場ヲ採ルハ規約第八条ノ規定ニ基クモノニシテ右規定ハ軍備全廃ヲ予見セス軍備ノ制限又ハ縮少ヲ規定スルニ過キス軍縮準備委員会ノ權限ヲ定メタル第六回総会ノ決議モ亦然リ從テ吾人カ「ソ」提案ヲ議セムカ為ニハ規約ノ改正ヲ要スル外委員会ノ權限ヲ変更セサルヘカラサル處右ハ総会及理事会ニ之ヲ求メサルヘカラス實際的見地ヨリスルモ國際連盟力当初ヨリ拠棄セル軍備全廃案ノ研究ヲ今再ヒ茲ニ繰返スノ必要アリヤ否ヤハ大ニ疑問ナリ

連盟國ハ規約ニ基ク權利及義務ヲ有シ規約ヲ逸脱スル行動ニ出ツル能ハス此ノ点ニ於テ非連盟國タル「ソ」連邦トハ自ラ其ノ立場ヲ異ニス吾人ハ非連盟國タル「ソ」連邦代表ノ立場ヲ諒トスルト同時ニ同代表モ亦連盟國タル吾人ノ立場ヲ諒解セラシムコトヲ望ム「ソ」連邦ノ連盟ニ対スル自

62 昭和3年3月21日 在ジユネーヴ佐藤連盟事務局長より

連盟の軍備全廃案に関して我が方の行なつた

声明について

ジユネーヴ 3月21日後発
本 省 3月21日後着

由ナル立場ハ吾人ノ事業ノ完成ニ対シ有益ナル貢献ヲ齎スコトヲ得ヘク其ノ意見ニ於テ吾人ハ同代表ノ協力ヲ切望セサルヲ得ス

在露大使ヘ転電セリ

ソ連の軍備全廃案に関するリトヴィノフの挑戦的質問について

昭和3年3月21日 在ジユネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

ジユネーヴ 3月21日前發
本 省 3月22日前着

軍縮準備委員会ハ十九日午后「ソビエツト」提案ノ討議ニ入りタルカ劈頭「リトビノフ」ハ該案ノ細目ノ審議ヲ為ス

ニ先立チ()該案所掲ノ期間内ニ完全ナル軍備撤廃ヲ実行ストノ根本主義ニ基キテ委員会将来ノ事業ヲ継続スルコト()一年ノ期間内ニ右軍備撤廃ノ第一歩ヲ遂行スルコトノ二点ニ付委員会カ同意スルヤ否ヤノ決定ヲ求ムルコト必要ナリトシ且總テノ大国ノ代表者ヲ有スル本委員会ニ於テ輿論環

第二〇号

軍縮準備委員会ハ十九日ヨリ連日軍備全廃ニ関スル「ソビエツト」案ヲ討議シタル結果殆ント全会一致ヲ以テ同案ヲ本委員会事業ノ基礎タラシムルヲ得ストノ結論ニ達シ唯二三代表ヨリ同案ヲ各国政府ノ審査ニ付シ軍縮条約案第二読会ノ参考タラシムヘシトノ意見出テタルヲ以テ議長ヨリ右

視ノ下ニ右問題ニ対スル各國政府ノ明確ナル回答ヲ得度シトノ挑戦的質問ヲ為シタルヲ以テ我方トシテモ此ノ際沈黙ヲ守ルハ大国ノ面目ヲ汚シ却テ「ソビエツト」ノ輕視ヲ受クルニ至ルヘキヲ惧レ独、伊、仏、英各代表ニ統キ往電第一九号ノ如キ声明ヲ為シタル次第ナリ

在露大使ヘ転電シ在欧米各大使ヘ暗送セリ

ソ連の軍備全廃案の否決と同国よりの軍備一部撤廃案提出について

昭和3年3月25日 在ジユネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

ジユネーヴ 3月25日後發
本 省 3月25日後着

軍縮準備委員会ハ十九日ヨリ連日軍備全廃ニ関スル「ソビエツト」案ヲ討議シタル結果殆ント全会一致ヲ以テ同案ヲ本委員会事業ノ基礎タラシムルヲ得ストノ結論ニ達シ唯二三代表ヨリ同案ヲ各国政府ノ審査ニ付シ軍縮条約案第二読会ノ参考タラシムヘシトノ意見出テタルヲ以テ議長ヨリ右

64 昭和3年3月25日 在ジユネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

ジユネーヴ 3月25日後發
本 省 3月25日後着

軍縮準備委員会ハ三月二十二日午後ノ會議ニ於テ仏國代表「クローゼル」伯ハ「リトヴィノフ」カ英代表其ノ他十八名ノ為シタル「ソヴィエト」案ノ批評ニ対シ反駁ヲ加ヘタルニ対シ再ヒ應酬シタル演説中「各國専門委員間ニ從来ノ未決問題ニ関シ意見交換ヲ見タリ余ハ之カ解決ノ最迅速ナラン事ヲ望ムモノニシテ其ノ成功ノ一要件ハ単ニ専門家間ノミナラス關係國政府間ニ意見交換アルヲ要スヘキ處右ハ都合好ク進行シツツ有リト信セラルルカ故ニ円満ナル解決ヲ見ルモ遠カラサルヘシ」云々ノ一節有リ而シテ仏代表ノ本官ニ内話スル處ニ依レハ同代表カ右ノ一節ヲ加ヘタルハ英代表ヨリノ依頼有リタルニ基ケル由ナリ二十四日

最終日ノ會議ニ於テ議長ハ第二読会ヲ次回ニ延期スル理由

ノートシテ前記仏代表ノ声明ヲ引用シ英代表又之ヲ確認セ

ルニ対シ伊国代表「マリニス」將軍ハ自分ノ閑知スル限り

専門委員間ニモ亦關係國政府間ニモ此ノ種会商ノ行ハレタ

ルヲ聞カス余ハ其ノ成功ヲ熱望スル一人ナルモ客年三月ノ

準備委員会中伊国ノ為シタル留保ハ右ノ如キ会商ノ進行如

何ニ拘ハラス残存スト声明シ稍々伊国ヲ除外シテ為サレタ

ル意見交換ニ対シ有スル不愉快ノ感情ヲ仄カセリ

右ニ付本官ハ第二読会延期ニ賛成シ仏国代表ノ為セル声明

ヲ重要視スル旨ヲ述ヘ且伊国代表ハ留保ヲ為セルモ本代表

ハ種々ノ未決問題殊ニ海軍事項ニ関シ關係國間ニ直接商議

ノ行ハルヲ歓迎スルモノナル旨述ヘ置キタリ

仏国代表カ右ノ声明ヲ為スニ至レル動機ハ寿府発往電第五

号ノ事情ニ基クモノニシテ伊国ヲ除外セル形トナレルハ同

國力海軍問題ニ關シ何等讓歩ノ態度ヲ示ササルカ為ナリト

云フ

露ヘ転電シ英、米、独、伊へ暗送セリ

(付記一)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記八)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記九)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十一)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十二)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十三)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十四)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十五)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十六)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十七)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十八)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記十九)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十一)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十二)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十三)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十四)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十五)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十六)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十七)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十八)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記二十九)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十一)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十二)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十三)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十四)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十五)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十六)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十七)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十八)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記三十九)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十一)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十二)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十三)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十四)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十五)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十六)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十七)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十八)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記四十九)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十一)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十二)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十三)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十四)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十五)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十六)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十七)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十八)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記五十九)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十一)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十二)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十三)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十四)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十五)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十六)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十七)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十八)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記六十九)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七十)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七十一)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七十二)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七十三)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七十四)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七十五)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七十六)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七十七)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(付記七十八)

パリ 3月27日後発

海軍省 3月28日前着

(イ)米国 Long 海軍少將ハ米国ハ華府條約ノ定ムル一九三一年ノ會議開催ニ至ル迄本件ノ審議ヲ欲セス

(ロ)仏 Jehenne 海軍中將伊 Ruspoli 海軍大佐ハ仏伊共目下審議ノ意志無キモ日英米ノ審議ニ付仏伊ハ共ニ自由ノ立場ニアルコト昨年寿府會議ノ場合ノ如シ将来三国協定事項ニ基キ要スレハ考慮ヲ加フルニ咨カナラス

三、會議終了当夜漸ク寿府ニ到着セル米 Jones ハ Long ト共ニ寿府ニ数日静養後巴里ニ來リ更ニ數日滞在ノ苦從テ巴里ニ於テ小官ト自然会談ノ機會アルヘク予想セラルルニ付英提案ノ主力艦問題ニ関シ此ノ際特ニ心得置クヘキ事項承知シ度

(付記二)

官房機密第二七番電報(極秘)

貴機密二番電第三項ニ関シ

主力艦問題ニ関スル帝国海軍ノ意見左ノ通ニ付何等将来ヲ拘束スルコトナク且ツ帝国カ某国ト提携シテ會議ニ臨マントスルカ如キ誤解ナカラシムル様從来通公正ナル態度ヲ持シ必要ニ応シ可然應酬アリ度

一、主力艦問題ニ関シ一九三一年以前ニ華府條約參加ノ五ヶ國間ニ更ニ或種ノ協定ヲ遂ケントスルニ異議ナキモ芙提案ノ内容ニ関シテハ研究ノ余地少カラス
二、此際艦齡主砲口径噸數等ニ触レサルヲ可トシ又進ンテ日英協調スルモノト誤解セラルルカ如キ態度ハ之ヲ避クルヲ要ス

67 昭和三年4月25日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛

軍縮準備委員会に関するリトヴィノフの帰国

演説について

機密公第一二一号

昭和三年四月二十五日

(5月21日接受)

在「ソヴィエト」連邦

特命全權大使 田中 都吉 (印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

軍縮會議準備委員会ニ関スル「リトヴィノフ」

報告演説ニ関シ報告ノ件

第四及第五回軍縮會議準備委員会ニ「ソ」連邦委員タリシ

「リトヴィノフ」氏ハ四月二十一日第四期連邦中執委員會第三回會議ノ最終會議ニ於テ軍縮會議準備委員會ニ關シ一時間半ニ亘ル報告演説ヲナシタルカ同氏ハ先ツ軍縮カ世界大戰直前ヨリ唱ヘラレタルモノナルコト等軍縮問題ノ歴史並「ソ」連邦力軍縮準備委員會ニ參加スルニ至リタル經緯ヲ述ヘタル後「ソ」連邦委員ヨリ提案シタル完全ナル軍備撤廃案ニ対スル列國ノ態度ニ付英、伊、和、白、波蘭、勃牙利、芬、希及我國代表ノ演説ヲ引用シ概不酷評ヲ加ヘタル傍ラ独逸及土國カ「ソ」連邦委員ヲ支持セルコトヲ多トスト述ヘ軍縮最大ノ障害ハ國際連盟ナリト論シ連盟力軍縮會議ノ為費セル時ト労力ノ莫大ニシテ結果ノ少ナキコトヲ揶揄シ米國ノ戰爭禁止提案ニツキテモ右提議カ或ル種ノ戰爭ヲ認ムルコトナルトテ資本主義國ノ平和主義ト「ソ」連邦ノソレトノ間ニ大ナル間隔アリト論シ「ソ」連邦ノ目的ニシテ連盟及資本主義國ノ不誠意ヲ暴露シ其ノ仮面ヲ剥クニアリタリシナランニハ今回軍縮會議ノ結果ニ満足スヘキナランモ世界ノ各国民ヲシテ完全ナル軍縮ヲナサシメントル「ソ」連邦政府ハ今回ノ不成功ヲ遺憾トセサルヲ得スト弁シ外國ニハ「ソ」連邦ノ平和主義ヲ誹謗セントシ「ソ」

一、主張シツツ別ニ部分的軍備撤廃案ヲ提議セル連邦委員ノケ国間ニ更ニ或種ノ協定ヲ遂ケントスルニ異議ナキモ芙提案ノ内容ニ関シテハ研究ノ余地少カラス
二、此際艦齡主砲口径噸數等ニ触レサルヲ可トシ又進ンテ日英協調スルモノト誤解セラルルカ如キ態度ハ之ヲ避クルヲ要ス

行動ヲ是認スル旨及「ソ」連邦ハ戦争ノ完全ナル排除ノ為

アラユル努力ヲナス決心ナルヲ以テ連邦中執委員会及人民

委員会議ハ今後共完全ナル軍備撤廃ヲ主張スヘキ旨ノ決議

ヲナセリ

前記報告演説中目立チタルハ特ニ独逸ノ態度ヲ称揚セル点

ナル處右ハ曩ニ電報ヲ以テ報告ニ及ヒタル「ドン・バス」

炭坑独逸人技師逮捕事件以来同國トノ関係円満ヲ欠ク為感

情ノ融和ヲ計ラントスルニアルヘク四月十一日連邦中執委

員会当番議長タリシ「ムサベーコフ」氏カ開会ノ辞中最近

独逸トノ関係幾分停頓シタルモ「ラパロ」条約締結以来試

練を経タル兩國ノ親善及両國ノ經濟提携ヨリ受クル双方ノ

利益ニ鑑ミ独逸政府ニ於テ「ラパロ」ニ於テ確立セラレタ

ル対露方針ヲ維持セラレンコトヲ希望スト述ヘタルモ之カ

為ナルヘシ

尚「リトヴィーノフ」ハ右報告演説中「ソ」連政府カ内政上ノ困難ノ為国民ノ不満ヲ外ニ向ケムトシテ波羅的地方攻撃ノ戰備ヲ整ヘツツアリトノ風説(寿府發行「パックス」紙所載)ニ言及シ斯ル風説ヲナス外交官及武官ヲ知ルト述ヘタルカ右ハ在当地仏國大使及波蘭公使館付武官ヲ指スモノ

68 昭和3年5月3日 在パリ佐藤連盟事務局長より
右報告ス
写送付先 在巴里國際連盟帝国事務局長
機密連本公第二八〇号
(5月30日接受)
昭和三年五月三日
在巴里
國際連盟帝国事務局長 佐藤 尚武(印)
外務大臣男爵 田中 義一殿
軍縮會議準備委員会第五回會議ニ關スル感想
等報告ノ件
三月十五日ヨリ同二十四日迄寿府ニ開催ノ軍縮會議準備委員会ノ経過ニ關シテハ四月十二日付普通連本公第二四二号拙信ヲ以テ報告書送付ニ及ヒ置キタル尙同會議中得タル感想其ノ他報告書中特ニ記載セサリシ事項左記ノ通何等御参考迄申進スルニ付御查閱相成度シ

尚本信ハ特ニ米國經由送付ス

記

第一、軍縮會議準備委員会第五回會議ノ開期

客年十二月本委員会第四回會議ニ於テ主トシテ独逸及「ソヴィエト」連邦代表ノ要求ヲ満足セシムル為次回會議ヲ本年三月十五日ヨリ開催スルニ決セル次第ハ當時報告ノ通ナルカ軍縮條約案中各國政府間ノ意見一致ヲ見サル点殊ニ海軍条項ニ付其ノ後關係國政府間ニ何等直接交渉ノ進捲セル事実ナク從テ今直ニ條約案第二読会ヲ行フモ何等妥結ニ達スルノ見込ナキコト前回會議ノ際ト全ク同一ナリシノミナラス他方仏独其ノ他ノ諸國ハ總選挙ヲ眼前ニ控ヘ居リ今直ニ確タル方針ヲ決定シ難キ立場ニ在リシヲ以テ第五回會議ヲ予定ノ如ク三月十五日ニ開クハ策ノ得タルモノニ非ストスルノ説連盟事務局内部其他二

行ハレ杉村政治部長カ安全保障委員会ノ事業ニ關シ諸國政府ヲ歴訪セル際ニ得タル印象ニ依ルモ英仏両政府共本

委員会延期ヲ希望シ唯何レモ自ラ率先シテ延期説ヲ唱ヘ以テ独逸其ノ他ヨリ軍縮事業ニ対スル誠意ヲ云為セラレ進ンテハ彼等ニ軍備復活ノ口実ヲ与フルヲ欲セス互ニ形

第二、土耳其ノ参加

土耳其ヲ本委員会ニ招請スルコトニ關シテハ先ツ「ソヴィエト」連邦代表ヨリ連盟事務總長宛書翰ヲ以テ提議スル所アリ次テ三月理事会中波蘭理事ヨリ同様ノ提案アリテ理事会ハ形式上後者ノ提案ニ基キ土國ヲ招請スルニ決シタルカ波蘭ハ事實上既ニ三ヶ月前ヨリ同國招請ヲ考慮

シ居タル趣ニテ非連盟國タル「ソ」連邦ニ先鞭ヲ付ケラレ茲ニ正式ニ理事会ニ右提議ヲ為スニ至リタル次第ナリ土國政府ハ委員会開会ノ數日前ニ招請状ヲ受ケ直ニ之ニ応スヘキ旨回答スルト共ニ同国外相自ラ本委員会ニ出席スルニ決シタルノミナラス本委員會討議中同國ハ安全保障委員会ニモ正式ニ代表者ヲ出スヘキ旨ヲ明ニセリ同國ノ國際連盟ニ対スル態度ハ「ソヴィエト」連邦ノ如ク連盟ニ反対シツツ之ヲ利用セムトスルモノニハ非スシテ相当之ニ好意ヲ有スルモノノ如ク将来或条件例ヘハ理事会參加等適當ナル条件ニ付満足ヲ与ヘラルニ於テハ連盟加入ノ可能性絶無ニ非サルヤニ觀測セラル

第三、「ソヴィエト」連邦代表提案

「ソヴィエト」連邦代表ノ提案セル軍備全廢案ニ付テハ最初之ヲ小委員会ニ付託シテ円滑ニ葬リ去ラントスルノ計画モアリタルヤニ聞込ミタルカ同案ノ討議ニ入ルヤ劈頭「ソ」代表ヨリ各大國ノ代表者ヲ有スル本委員会ノ席上ニ於テ公ニ且輿論環視ノ下ニ主義上諾否ノ回答ヲ与ヘラレ度シトノ挑戰的質問アリ次テ土耳其古代代表ヨリ本案ヲ小委員会ニ付託スルヲ不可トスル旨主張スル所アリ

員会ヲ脱退スルカ如キコトナカルヘシトハ前回會議感想中ニモ記述シ置キタル所ナルカ果シテ同代表ハ右案ノ否決セラルコト略明白トナルヤ予テ準備セル第二案即チ軍備漸減案ヲ改メテ提出セリ右第二案ハ第一案ト異リ軍備ノ縮少ヲ規定スルモノナルカ故ニ委員会從來ノ方針ニ接近シ来レルモノナリトハ云ヘ同代表ハ本案ヲ以テ軍備全廢ノ第一階梯タルモノニ過キスト為セルノミナラス委員会第三回會議ノ際英仏代表ノ提出セル軍備縮少案ノ委員会案ノ修正案トシテ提出スルコトニ同意セサル限り先ツ本案ニ之ヲ取扱ヒ直ニ之カ第一読会ヲ開カムコトヲ主張シ居ルヲ以テ次回委員会ニ於テハ同代表カ本案ヲ委員会案ノ修正案トシテ提出スルコトニ同意セサル限り先ツ本案ニ始末ヲ付ケタル上ニ非レハ委員会案ノ第二読会ニ入ルコト能ハサルヘシ而シテ委員会カ再ヒ本案ヲ否決シ去ルモ「ソ」代表ヨリ第三案ヲ提出シ來ルコトナキヲ保セシテ同代表カ出来得ル限リ永ク委員会ノ事業ニ参加シ之ニ依リテ自國ノ主張ヲ宣伝シ且ハ自國ニ有利ナル何等カノ収穫ヲ得ムトスルノ意向ナルコトハ略明白ニ看取セラレタリ

第四、独逸代表ノ態度

結局本委員会ニ於テ各代表ヨリ夫々其ノ意見ヲ開陳スルコトトナリ我方亦独伊仏英各代表ニ次テ同案反対ノ声明ヲ為シタル次第ナリ

右各国代表ノ意見ヲ見ルニ「ソ」連邦ト外交關係ヲ有セサル國ト之ヲ有スル國トニ依リテ該案ニ対スル反対ノ態度ニ多少強弱ノ差アリタルコトハ掩ヒ難ク就中英國代表ノ約二時間ニ亘ル痛烈ナル反対演説ハ期セシテ滿場ノ喝采ヲ博シタル要スルニ諸國代表ノ意見ハ(一)「ソヴィエト」案ノ根本主義ニ反対ナル以上其ノ條約案細目ノ審議ニ入ルノ要ナシタルモノト(二)「ソ」側ヲ委員会案ニ付ケントスルノ目的ヲ以テ「ソ」條約中ニモ本委員会将来ノ事業ニ対スル有益ナル資料ヲ包含シ居ルコトアルヘキニ付同案ヲ仔細ニ研討スルノ要アリト為スモノトノ二派ニ分レタルカ「ソ」代表自ラ前者ヲ主張シ委員会カ別個ノ根本主義ニ基キ該條約案中ノ一部分ヲ採択スルモ右ニ対シテハ何等責任ヲ執ル能ハスト言明シ寧ロ之カ否決ヲ促スカ如キ態度ニ出テタルヲ以テ遂ニ全体トシテ之ヲ否決シ去ルニ決セル次第ナリ

「ソ」代表ハ其ノ軍備全廢案ヲ否決セラルルトモ直ニ委

獨逸政府カ同國独自ノ立場及其ノ国内政策上軍縮條約案第二讀会及軍縮本會議ノ即開ヲ主張シ居ルコト依然トシテ変更ナク從テ今回ノ會議ニ於テモ同國代表ハ英仏其ノ他委員会ノ多數カ第二讀会即開ニ反対ナルコトヲ知リ乍ラ自國ノ主張ヲ繰返ササルヲ得サル苦境ニ立テリ而シテ委員会ノ意向カ第二讀会延期ニ在ルコト明白トナルヤ之亦通過ノ見込絶無ナル第一回軍縮本會議即開ニ闊スル決議案ヲ提出シ其ノ否決セラルヤ更ニ軍縮事業ノ停頓ヲ遺憾トスル旨ノ声明ヲ為ス等同國ノ主張擁護ノ為能フ限リノ努力ヲ為セルモ大勢如何トモシ難ク且其ノ態度余りニ執拗ナリトノ悪印象ヲサヘ与ヘタルノ觀アリキ

尚同代表カ希臘代表ノ言ヲ捕ヘテ「獨逸ノ軍備制限ハ規約ノ規定ト両立シ難シ」ト云ヒテ滿場ノ失笑ヲ買ヒ又「獨逸ハ『ヴエルサイユ』条約ニ依リ他國ニ対シ軍縮ノ債権ヲ有ス」ト述ヘタル為該條約第五編ノ前文ニ関シ之迄屢々繰反サレタル論争ヲ再燃セシメ英仏代表ヨリ反駁セラレタル等独逸ハ他國カ速ニ軍縮ヲ行ハサレハ再ヒ軍備ヲ整フルノ権利ヲ回復スヘシトノ主張ヲ為シツツアリトノ非難仏國等ニ於テ相當盛ナル折柄一段ノ注目ヲ惹キタ

第五、「ソヴィエト」連邦代表ト土、獨両代表トノ提携
土耳古参加ニ関シテハ最初「ソヴィエト」連邦代表ヨリ
同国招請ノ提議出テタルコトニモアリ非連盟国タル両隣
接国間ノ提携ハ會議前ヨリ多少予想セラレ次テ土国代表
カ「ソヴィエト」連邦軍備全廃条約案ヲ小委員会ニ付託
スヘカラスト主張セル際ノ如キ両代表間ニ相当ノ了解ア
ルヤノ印象ヲ与ヘタルモ其ノ後同条約案ニ対スル意見開
陳ノ際「ソヴィエト」代表ノ要求ニ反シ該案ヲ委員会作
成ノ軍縮条約案ト同時ニ併行審議スヘシト主張シ以テ独
立且中間的ナル態度ヲ示スニ至リ両国間ノ提携必シモ
事実ニ非サルコトヲ明白ニセリ

次ニ独逸代表ト「ソヴィエト」代表トノ間ノ意見ノ一致
ハ前回委員会ノ際ノ程度以上ニ出テス即チ連盟從来ノ軍
縮事業ヲ無視セムトスル「ソ」代表ト之ヲ無視セシテ
専ラ促進セムトスル独逸代表トノ間ニハ非連盟国ト連盟
国トノ立場ノ相違アルモ他方ノ主張中自己ノ主張貫徹ニ
利用シ得ヘキ点ヲ相互ニ利用セムト試ミタルコト前回同
様ナリ例ヘハ独逸代表カ「ソ」代表ノ軍備全廃案ニ対ス

ル意見陳述ノ際漠然同案中自國ノ主張ト合致スル二点ヲ
挙ケテ直ニ委員会案第二読会ト共ニ同案ノ細目研究ヲ行
ハムコトヲ主張セルカ如キ又「ソ」代表カ其ノ軍備漸減
案ノ第一読会即開ニシテ容レラレスハ第一軍縮本會議開
催ニ関スル独逸案ヲ熱心支持スヘシト云ヒ次テ右独逸案
否決セラレタル後「ソ」代表軍備漸減案ノ第一読会ヲ即
開スルヤ否ヤノ討議ニ移ルヤ独逸代表独リ之カ即開ニ賛
同セルカ如キ其ノ顯著ナル証左ト云フヘシ

第六、米国代表ノ態度

米国ハ今回再ヒ「ギブソン」大使ヲ代表トシ其ノ他客年
三国会議ニ出席セル「ジョーンズ」「ロング」両將軍ヲ態々
本国ヨリ派遣スル等(右海軍専門委員ノ派遣方ニ関シテ
ハ會議前「ギブソン」大使自ラ連盟事務総長ヲ往訪シ其
ノ意見ヲ求メタル處事務総長ハ派遣方然ルヘキ旨回答セ
ル為右ニ決セル趣ナルカ「ジョーンズ」將軍ハ遂ニ會議
ニ間ニ合ハサリキ)軍縮条約案第一読会ノ行ハルヘキコ
トヲ予想シテ本會議ニ重キヲ置ケルコトヲ明ニセルモ会
議ニ於テハ別段第二読会ノ即開ヲ要求スルコトナク唯將
來再ヒ専門委員ヲシテ本国ヨリ無駄足セシムルカ如キコ

トナカラムコトヲ希望シ從テ次回委員会ハ第二読会ヲ行
ヒ得ルコト確実トナレル時期ニ於テ之ヲ招集スヘキコト
ヲ議長ニ一任シ何等確定開期ヲ定メサルヲ可トスル旨ヲ
主張シテ委員会ノ容ルル所トナレリ

尚米国ハ安全保障委員会ニ代表者乃至「オブセルヴァート
ウール」ヲ出シ居ラサル關係上同委員会ノ事業審査ノ際
ニハ安全保障問題殊ニ不戦条約提議ニ関シ何等カノ声明
アルヤモ知レスト予想セラレタルカ遂ニ其ノコトナク唯
「ソヴィエト」提案ノ討議ノ際「ソ」代表ヨリ不戦条約
締結ヲ提唱シツツアル国ハ論理上當然軍備全廃案ニ賛同
スヘキコトヲ期待スト述ヘタルニ対シ米国代表ヨリ米国
政府ハ不戦条約ノ効果ニ付テハ確信ヲ有スルモ軍備撤廃
案ニハ何等ノ信頼ヲモ置キ難シ云々ト簡短ニ回答セルニ
止マレリ右ニ対シ「ソ」代表ハ米国代表カ本件ニ関スル
同国政府ノ見解ニ付何等ノ説明ヲ与ヘサリシコトヲ遺憾
トスル旨ヲ述ヘタルカ将来不戦条約成立シ「ソ」連邦ノ
加入ヲ求ムルコトアルヘキ場合ニハ右ノ点ニ関スル論議
ヲ再燃スルコトアルヤモ知レスト思考ス

第七、軍縮条約案ニ関スル關係国政府間意見交換

69 昭和3年6月18日 在パリ佐藤連盟事務局長より

田中外務大臣宛(電報)

表とケリー・英國海軍代表との会談について

ジュネーヴ 6月28日後発

本 省 6月29日前着

軍縮準備委員会事業に關し遠からず英仏間に

妥協成立するとの連盟關係者の内報について

第三四号

パリ 6月18日後発

本 省 6月19日前着

第八六号

安達理事ヨリ

寿府発往電第三一号ノ(三)ニ関シ

十五日「ベルトロウ」ト会談中「ベ」ハ軍縮準備委員会事業ニ付テハ「ボール・ボンクール」理事会ヨリ帰巴後話大進ミ遠カラス英仏間ニ意見纏マルヘク来ル二十七日ヨリ開催ノ安全保障委員会ニハ之ヲ披露スルニ至ルナラン要旨ハ海軍ニ関シテハ主ニ英案ヲ陸軍ニ関シテハ主ニ仏案ヲ採用スルニ有リト内報セリ

70 昭和3年6月28日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

海軍問題に関する英仏妥協につき加藤海軍代

本件何等英海軍省ノ指示又ハ同意ヲ受ケタル次第ニ非サレトモ艦艇制限方式ニ付日、米、仏(伊トハ云々)從來ノ主張ニ鑑ミ一ノ妥協案トシテ仏「ボンクール」案ニ於ケル艦種別ヲ左記ノ如ク改メ起工一年前ノ予告ニテ各艦種別毎ニ其ノ割当噸数ノ一割以内ヲ彼此融通変更シ得ルモノト為スニ於テハ事實上英國從來ノ主張タル艦種別噸数及隻數案(隻數主義ヲ捨ツ)ニ改ムルモ差支無シト思考スル處貴下ノ意見如何

艦種別(一)主力艦(二)航空母艦(三)一万噸以下八千噸ニ至ル巡洋艦(四)八千噸以下ノ巡洋艦(備砲ハ八吋以下トシ六吋砲ノ制限ヲ置カス)(五)駆逐艦(六)潜水艦大小

一二、加藤曰ク

小官ノ所見ニ依レハ仏「ボンクール」案ニ更ニ一割以内融通案ヲ加フルニ於テハ日本從來ノ主張タル艦種別噸數制限案ト主義上全然異ナル處アルモ實際上略々大差ナキ結果トナルヘキハ首肯シ得ル処ニシテ英、米(本年三月「ロング」海軍少將ノ内話ニ依レハ米ハ略々同意ナルカ如シ)之ニ同意ナルニ於テハ小官亦大体ニ於テ之ニ反対セサルヘク六吋砲ノ制限ナキ巡洋艦二種案ニ関シテモ主義上同意ヲ表シ差支ナシト認ムルモ素ヨリ駆逐艦以下其ノ他細目ニ亘リテハ意見ヲ留保スヘク又航空母艦ニ付テハ別ニ一万噸以下ノ航空母艦ナル艦種ヲ加ヘ度キ意見ナリ尚全体ニ関シ更ニ熟考シ置クヘキモ前記諸意見ハ單ニ小官一己ノ私見ニシテ何等政府ノ措置ヲ拘束スルモノニ非ス而シテ貴見ニ関スル英政府ノ意向等承知シ得レハ好都合ナリ

三、「ケリー」曰ク

英政府ノ意見ニ付テハ差支無キ限り追テ内報スヘシ余ハ本月十一日以来仏國ニテ静養中ナリシ為最近倫敦ニ居ラス此ノ會議終ラハ直ニ帰英海軍省ト協議スル考ナリ一万

71 昭和3年7月3日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

英國妥協案への我が方対応につき請訓

ジュネーヴ 7月3日後発

第三六号

往電第三四号ニ関シ
「クッションドン」ノ内話ニ依レハ英ノ妥協案ニ対シ仏ハ

未夕同意ヲ表セサルノミナラス巡洋艦ヲ二種ニ区別スル点ニ付頗ル難色アルモノノ如ク英、仏間妥協ノ前途尚遼遠ナリ

右ニ付日本ニ於テ英案ニ対シ支持ヲ与ヘラルレハ仏ノ讓歩ヲ促進スル為大ニ好都合ナリ尚米ノ態度ハ全然不明ニシテ大統領選挙前話ヲ始ムルハ却テ危險ニ付暫ク差控フル考ナリ云々

我方ハ英、仏間ニ介在シ予メ出来得ル丈我ニ有利ノ方向ニ妥協ヲ勧ムルヲ得策トスヘキニ付可成速ニ往電第三四号ニ

対スル御回訓ヲ待ツ

72 昭和3年7月12日 在田中(外務大臣より) 在パリ佐藤連盟事務局長宛(電報)

英國ケリー案に対する我が方対応につき回訓

本省 7月12日後発

第八八号 寿府発貴電第三四号ニ閲シ

一、海軍軍備制限問題ニ関シテハ目下海軍側ニ於テ問題全般ニ亘リ再研究中ニシテ遠カラス一通完了シ政府ノ方針

(欄外記入)

以上ノ割当噸数ノ一割以内ヲ減シ之ヲ以テ他ノ艦種(一種若クハ二種以上)ヲ其ノ割当噸数ノ各一割以内増スコトヲ得ルノ意ナルヤ或ハ(乙)仮令ハ主力艦ノ一割ヲ減シ之ヲ以テ潜水艦ヲ倍加スルコトヲモ妨ケサルノ意ナルヤ回電アリ度

本電加藤代表及古賀武官ニ伝ヘラレ度

英、米、伊ニ暗送シ仏ニ伝達アリタシ

(欄外記入)

海軍省ト協議スミ

73 昭和3年7月16日 在パリ佐藤連盟事務局長より 在田中(外務大臣宛(電報))

英國ケリー案における艦種別割当噸数融通と

潜水艦の類別について

パリ 7月16日後発

本省 7月17日前着

貴電第八八号ニ閲シ

第一〇六号

一、「ケリー」案ノ各類別割当噸数各一割以内融通トハ當方

トシテ決定セラル上ハ適當ノ機会ニ於テ從來軍縮準備委員会ニ於ケル我方主張タル水上補助艦一括主義ヲ変更スル要アリトモ認メラルニ付テハ左記御含ノ上仏海軍

トノ從來ノ行懸並ニ米仏等ノ態度ヲモ考慮シ追テ何等訓令アル迄窮屈ナル拘束ヲ受ケサル用意ノ下ニ「ケリー」

氏今回ノ提言ヲ機会トシ他日右我方從來主張ノ改更ヲ円滑ナラシムルニ便ナル様適宜應酬アリ度ク又補助航空母艦ニ関シテハ加藤代表今回ノ發言ヲ緒トシ本艦種類別設定ニ努メラレ度

(一)大型巡洋艦ハ別個ニ類別スルヲ有利ト認ムルニツキ此ノ点主義上英案ニ同意、大型巡洋艦以外ノ水上補助艦ヲ小型巡洋艦及駆逐艦ノ二種ニ分類スルコトニ異存ナキモ此等三種ノ区分方法ニ関シテハ尚研究中

(二)「ケリー」案ノ各類別噸数一割以内彼是融通ノ件ハ華府條約ヲ動搖セシメサルコト又将来少ナクトモ日英米三国間ニ於テハ主力艦航空母艦及大型巡洋艦ノ三種ニツキ之ヲ適用セサルコトヲ条件トスルニ於テハ異存ナシ

二、前項末段一割以内融通トハ甲或ル艦種(一種若クハ二種

シ

ニテハ目下ノ処貴電中第二項甲ノ通ト解釈シ居レリ加藤少将ノ所見ニ依レハ本件ハ本年三月同官發海軍次官、軍令部次長宛機密第三番電ノ通伝國側ノ提案トシテ「ポール・ボンクール」案ニ於テ起工一年前ノ予告ヲ以テ「各類別割当噸数ヲ变更シ得ルモ該変更ハ各固有割当噸数ノX『パーセント』以上ヲ超過スルヲ得ス」トノ条件ヲ付加セントスル事ニ端緒ヲ発セルモノナリ今般「ケリー」案ニ於テハ之ヲ一割ト仮定セルモノナルニ付右一割ノ數字ニ閲シ仏ハ未夕同意ヲ表シ居ラサル次第ナリ

二、去ル四日寿府ニ於テ加藤ハ「ケリー」ニ対シ從來ノ英案艦艇類別中潜水艦大小二種別アル処英ハ今後尚本案ヲ飽ク迄主張スルヤト問ヒタルニ「ケリー」ハ英海軍トシテハ從來通之ヲ主張シタキモ四開ノ状況之ニ同意ノ各國委員尠ナキニ鑑ミ私見ニ依レハ敢テ二種別ヲ固執セサルモ差支ナシト認ムト答ヘタル由

英、米、仏、伊ニ暗送セリ

昭和3年7月31日 在パリ佐藤連盟事務局長より

74 昭和3年7月31日 在田中(外務大臣宛(電報))

軍縮条約案海軍事項に關し英仏両國間に妥協

成立について

パリ 7月31日後発

本省 8月1日後着

寿府發往電第三六号ニ閔シ
第一一六号海軍事項に關する英仏妥協案に対しキャツス
ル米國國務次官補の意見について75 昭和3年8月7日 在米國澤田(節藏)臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

三十一日仏國連盟事務局長ハ軍縮条約案海軍事項ニ閔シ先般來英仏両國政府間ニ話合進行中ナリシ處今般漸ク妥協成立セリトテ別電第一一七号ノ如ク新「フォルミュール」ヲ

^(編註)
手交シ右ニ對スル帝国政府ノ好意的考量ヲ得度旨ヲ述へ且タル各國間ノ異ナレル主張ヲ調和スル唯一ノ方法トシテ案出セルモノナルコト(1)仏妥協案ノ各艦種ニ對スル割当噸數融通ノ考ハ全然放棄セルコト(2)本案ハ我方及米伊ノ三国政府ニノミ内示スル次第二付其内容ハ機密ニ付セラレ度旨ヲ付言セリ

別電ト共ニ英、米、仏、伊ヘ転電セリ

編注 別電第一一七号見当たらず。

ワシントン 8月7日後発
本省 8月8日後着佐藤連盟事務局長發閣下宛電報第一一七号ニ閔シ
第二八三号

最近二回他用ヲ以テ「キヤッスル」次官補ニ面会ノ節右英仏妥協案ニ對スル米國側ノ態度等ヲ尋ネタル處同官ハ自分ハ海軍専門家ニモ非ス又本件ニ付テハ目下専門家ニ於テ折角研究中ニテ之ニ對スル政府ノ意見ハ九月十日國務長官巴里ヨリ帰来シ次イテ大統領避暑地ヨリ帰ル迄ハ決定ノ運ニ至ラサルヘク旁々全ク自分限リノ意見ナルカト前置シタル上打明ケテ言ヘハ從來仏國カ總噸數制限ノ主義ヲ把持シ居リタルニ今回艦種別ニ依ル制限ニ同意セラハ結構ノ事ト存シタルモ其ノ後熟読スルニ及ヒ種々ノ疑問ヲ生シ特ニ右案ニ依レハ噸数一万以下備砲六吋以下ノ補助艦艇及六百噸以

下ノ潛水艦ハ制限以下ニ置カレアル處右ハ客年壽府會議ニ於ケル米國側主張ト懸隔アリ殊ニ小艦艇ヲ制限外ニ置クニ於テハ制限ノ意義ヲ為ササルノミナラス英國ノ如ク世界各地ニ海軍根拠地ヲ有セサル米國トシテハ極メテ不利ト認ムトテ米國トシテハ本案ノ儘ニテハ直ニ贊成シ難キヤノ口吻ヲ示シ居リタリ尚本官ヨリ不戦條約調印ノ際巴里ニ於テ関係国全權間ニ海軍制限其ノ他ノ政治問題論議セラルルカ如キ事無カルヘキヤト尋不タルニ対シ新聞紙等ニハ右機會ニ入ルカ如キ事ハ断シテ為ササル積リナリト述ヘ居リタリ連盟ニ転電シ英伊ニ転電シ仏ニ転達セシム

76 昭和3年8月26日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)

次回軍縮準備委員会早期開催に關するリトヴ

モスクワ 8月26日後発

第三六三号

本省 8月27日前着

二十六日外務部發表ニ依レハ軍縮會議準備委員会ニ於ケル蘇連邦「リトヴィノフ」ハ委員長 Loudon 宛二十日付書翰ヲ以テ同委員會第五回會議ニ於テ蘇連邦第一次提案カ次回會議迄審議ノ延期トナリ次回會議ハ成ルヘク短期間ニ出来得レハ次回連盟總会前ニ開催スルコトナリタル經緯ヲ述ヘ第五次會議以来時ヲ閱スルコト五ヶ月此ノ間歐州及極東並ニ其ノ他ノ地方ニ於テ平和攪乱ノ危険ヲ表示スル幾多ノ事件發生シ連盟總会ハ九月三日ニ開催ノ事トナリタルニ拘ラス準備委員会召集ノ通知無キ處右委員会ハ何故連盟總会前召集スルコト能ハサリシヤ其ノ即開ニ付如何ナル障害アリシヤ何日召集セラルヘキヤラ承知シ度キ旨申入レタリ尚「リトヴィノフ」書翰中ニハ前回會議カ急速ニ閉会シ次回會議ノ会期明示無カリシ理由ハニ大強國間ニ意見ノ相違ヲシタル為ナリシカ其ノ一国タル英國ノ外相ハ今回右ニ付妥協成立セリト声明シ蘇連邦ノ軍縮案ヨリモ平和維持安全保障軍縮実現ノ為更ニ有効ナルヘシト考ヘラレタル不戦條約力發案者ノ声明ニ依リ軍縮問題トハ何等関係無キコト明

カトナリタルコトヲ列國ニ対スル批判ヲ交ヘテ委員会從來ノ方法ニテハ成功ヲ收メ得ルヤ疑問ナリト敷衍シアリ二十日ノ「イズヴエスチア」ハ正当ノ質問ト題スル社説ヲ掲ケ「リトヴィノフ」書翰ノ趣旨ヲ敷衍セリ

77 昭和3年11月1日 在パリ佐藤連盟事務局長より

田中外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会の将来に関するドラモンド連盟事務総長の杉村公使への談話について

パリ 11月1日後発
本省 11月2日前着

第一八六号

三十一日「ドラモンド」ハ杉村公使ニ対シ軍縮準備委員会ノ将来ニ関シ左ノ通語レル趣ナリ
軍縮部長「コルバン」ハ本委員会ヲ来年四月頃開催シ其ノ結果ヲ六月理事会及九月総会ニ報告スルト共ニ場合ニ依リテハ夫ニテ委員会ノ事業ヲ打切ルコト然ルヘシトノ意見ヲ有スルモ自分(「ド」)ハ委員会ハ矢張リ是ヲ存続シ置クト諸般ノ点ヨリ必要ナルヘク而シテ来年一月是ヲ開キ現

ヤト反問セルニ「ド」ハ明答ヲ避ケタル趣ナリ(此ノ点ニ関シ杉村ハ英米間ニ何等仏國側等ニ知ラレテハ都合悪キ話合行ハレ居ルニ非サルカトノ感想ヲ得タル由)前記諸点ハ英米間話合ノ部分ヲ除キ往電第一八二号本官「ド」トノ会談ノ際ニモ「ド」ヨリ大要同趣旨ノ内話アリタリ御参考迄米ニ転電シ英、伊、仏ニ暗送セリ

78 昭和3年12月14日 在ルガノ佐藤連盟事務局長より

田中外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会の開催期に関する連盟理事国間の意見交換について

ルガノ 12月14日前發
本省 12月15日前着

第一二号(極秘)
安達理事ヨリ

十三日理事會議長ノ午餐会ノ席上日、英、仏、独、伊五國

理事間ニ於テ軍縮準備委員会ノ開催期ニ関シ意見ヲ交換セルカ「ブリアン」ハ來年早々開催スルモ成功ノ見込無カル
ヘク又米國ハ三月初旬新大統領就任迄ハ態度未定ナルヘケ

状ノ確認(コンスタンティン)ヲ行ヒ六ヶ月ノ後再ヒ開クコトトセハ如何ト思考ス一月ニテモ四月ニテモ軍縮問題ノ現状ニ大差ナカルヘク又右六ヶ月間ニ各國政府間ニ話合ヲ遂クレハ多少ハ局面展開ノ途モ見出シ得ヘキカト考フ云々
右ニ対シ杉村ハ大体賛成ノ意ヲ表シタル後來ル十二月五日ニ開カルヘキ武器民営特別委員会ニテ何等カ話合ヲ遂ケントノ噂ヲ耳ニセルカ右ニ対スル英國側ノ意向如何ト問ヒタル處英國政府筋ニテハスル形式及方法ニテ話ヲ始ムルコトハ徒ラニ事ヲ紛糾セシムルノミニテ宜シカラス目下ノ急務ハ各方面ニ蟠る疑惑ヲ一掃スルニアリ故ニ斯ル私的会談ニテ話ノ端緒ヲ作ルヨリ軍縮準備委員会ノ如キ正式ノ機関ニテ来年早々堂々ト討論ヲ開ク方時期モ失セヌ又疑惑ヲモ招カスシテ可ナリトノ意向ニテ「ド」自身モ全然是ニ同感ナリト答ヘ又杉村ヨリ目下倫敦ト華府トノ間ニ何等カ内密ノ話合進行中ナルカノ噂ヲ耳ニセルモ如何ト問ヘルニ対シ「ド」ハ先般ノ米国回答ニ対シ英國政府ヨリ更ニ回答ヲ發スヘキ段取トナリ居ルニ付其ノ点ニ付話合ノ行ハレ居ルコトハ事実ナリト答ヘタルヲ以テ杉村ヨリ更ニ然ラハ軍縮問題實質ニ触レ意見ノ交換等絶対ニ行ハレ居ラサル次第ナリ

79 昭和3年12月25日 在ソ連邦酒匂(秀二)臨時代理大使
田中外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会召集方再督促に関するリトヴィノフ

イノフ書簡について

公第三八六号 (昭和4年1月15日接受)

昭和三年十二月二十五日

在「ソヴィエト」連邦

臨時代理大使 酒匂 秀一 (印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

軍縮準備委員会召集方再督促ノ件

外務人民委員代理「リトヴィーノフ」氏カ「ソ」連邦側委員ノ資格ニ於テ軍縮準備委員会議長「ロウドン」氏宛右委員会至急召集方再度ノ督促ヲ発シタルコトハ往電第四五三号「ソ」連邦中執委員会々議ニ於ケル同氏(「リトヴィーノフ」)ノ外交経過報告中ニ明ナル處ナルカ右督促ノ書翰ハ二月十二日ノ新聞紙ニ全文発表セラレタリ

右書翰ハ十二月五日付ニシテ先ツ「ソ」連邦側ヨリ本年八月二十日付ヲ以テ軍縮準備委員会カ第五回会議ノ決議(出來得レハ國際連盟總会前三召集スヘシトノ決議)アルニ不拘當時第六回会議不召集ノ原因及今後召集ノ予想期日ニ付照会ヲ発シタルニ対シ「ロウドン」氏ヨリ九月五日付ヲ以テ連盟総会前召集スルモ所期ノ結果ヲ見ルコト能ハサルコト並召集予想期日ニ付テハ總会後決定スヘシトノ回答アリタルコトヲ述ヘタル後本年連盟總会カ軍縮準備委員会議長ニ委スルニ関係國政府ト接触ヲ保チ関係國間交渉ノ状態ヲ究メ本年末然ラサレハ遅クモ一九二九年初ニ第六回会議ヲ召集シ得ル様取計フヘキ旨ノ極メテ不明瞭ナル決議ヲ採決シタル結果次回会議ノ召集ハ再ヒ数ヶ国間ニ行ハルル外交交渉ノ結果ニ待タルヘカラサルコトナレリ「ソ」連邦委員ハ最後ノ軍縮委員会ニ於テ軍縮問題ヲ秘密裡ニ議スルコト並数ヶ国間ノ外交交渉ニ移スコトニ反対シスル方法ニヨリテ一般ノ賛同ヲ得ヘキ軍縮協定ノ基礎ヲ発見スルコトノ困難ヲ表明セルカ果シテ英仏間ノ軍縮交渉ハ準備委員会其ノ後ノ事業ヲ却テ困難ナラシメ右交渉ノ結果第五回会議ハ不成功ニ終リ第六回会議ハ未タ召集セラレサルナリ然ルニ今ヤ右両国間ノ交渉ハ一先ツ終了シ他ニ成行ヲ見極ムヘキ事件モナキニ付第六回会議ハ直ニ召集スルコト可然シ右交渉失敗ノ原因ハ各國個々ニ軍縮ノ限度ヲ設ケントシ各國一般ニ適用サルヘキ準則ナキニアリ「ソ」連邦政府ハ第五回会議ニ於テ各国一般ニ適用サルヘキ準則ヲ提議セリ軍縮委員会ニシテ事ノ進捗ヲ計ラントセハ「ソ」連邦政府ノ提

議セル部分的軍縮案ヲ速ニ審議スヘキナリト論シ「ロウドン」議長ニ対シ右「ソ」側案ヲ次回会議ノ日程ニ上ス様列國ニ提議セラレタシト請求セルモノナリ
右報告ス

80 昭和3年12月29日 在パリ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

次回軍縮準備委員会の開催と同会議において

予想される審議事項について

パ 12月29日後発
本省 12月30日前着

第二四号
往電第二一二三号ニ関シ

準備委員会四月十五日開催ノ旨連盟事務局ヨリ正式通知ア